

保護者の皆様

学習端末等の返却に係る事前修理について

2024年(令和6年)1月
福山市教育委員会
学校教育部学びづくり課

平素から本市教育の充実に向けて、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

お子様の卒業に伴い、学習端末等を返却していただきます。現在使用している学習端末等は、来年度小学校の新入生が使用します。返却時には、必要に応じて修理、紛失物の購入をしていただく必要があります。この度、事前に確認するための期間を次のとおり設けます。別紙様式「学習端末等返却に係るチェックリスト」を用いて、お子様と端末の状態を確認し、チェックリストに署名の上、学校に提出してください。

1 対象物

- ・ 学習端末本体
- ・ 電源アダプター（充電器）
- ・ スタイラスペン
- ・ ペンホルダー

2 期間

1月30日（火）

3 手順

- ① 各家庭で、別紙様式「学習端末等返却に係るチェックリスト」を用いて学習端末等の状態を確認する。
- ② 端末を確認した後、チェックリストに署名し、学校に提出する。
購入するものがある場合は、チェックリストと代金を提出する。

4 留意点

- 「福山市立小中学校・義務教育学校向け児童生徒用学習端末保証について」に基づき対応します。
 - ・ 自然故障と業者が承認した場合は、メーカー保証となり、無償での修理、交換となります。
 - ・ 有償保証を使っていない場合は、無償での修理、交換となります。（故意による自損故障を除く）
 - ・ 有償保証をすでに使っている場合、利用者の費用負担で修理、交換することになります。
- チェックリストに当てはまる項目があるにもかかわらず、修理せず返却した場合、費用負担していただくことがあります。破損・故障等の有無の確認をお願いします。
- 本体ケース、保護フィルムは、市が新しいものを準備するため、交換、購入の必要はありません。